

R8.4 土木工事書類作成マニュアル

改訂内容及び標準化・簡素化

書類名	改訂概要	
	R7.4	R8.4
1-1 施工計画書		
P2	<p>なお、変更施工計画書は、元施工計画書の全部を改めて提出する必要はなく、変更箇所のみを抜粋して作成し、提出すれば良い。</p>	<p>なお、変更施工計画書は、元施工計画書の全部を改めて提出する必要はなく、変更箇所のみを抜粋して作成し、提出すれば良い。（最終的な変更施工計画書として、統合、再提出を行う必要はない。）</p>
1-2-1 施工体制台帳・施工体系図		
P14	<p>(3) 施工体制台帳の添付資料 下請契約書には、下請金額のほか工期、作業内容（材料や建設機械の支給有無）、社会保険等の加入状況がわかるように記述する。</p>	<p>下請契約書には、下請金額のほか工期、作業内容（材料や建設機械の支給有無）、社会保険等の加入状況がわかるように記述する。 ※施工体制台帳への添付を不要としている書類が添付されていた場合、それを抜いて再提出をさせる等は不要。</p>
2-2-1 再生資源利用計画書等		
P34	<p>再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書並びに建設副産物情報交換システム工事登録証明書は最終請負金額100万円以上の工事が作成の対象となる。 ※2 建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成すること。 なお、工事情報の入力に当たっては、COBRIS入力業務解説書（千葉県土木整備部技術管理課）や、（一財）日本建設情報総合センターが公開している操作マニュアルを参照すること。 ※3 監督職員は、受注者が提出した内容について、COBRIS内にあるエラーチェック機能等を活用し、入力ミスが無いか確認すること。 （J A C I Oホームページ（建設副産物情報センター内）の各種マニュアル＜廃法機関連＞操作マニュアル8を参照</p>	<p>再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書並びにコブリス・プラス登録済証明書は最終請負金額100万円以上の工事が作成の対象となる。・・・ ※2 コブリス・プラス（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成すること。なお、工事情報の入力に当たっては、（一財）日本建設情報総合センターが公開している操作マニュアル「コブリス・プラスの使い方」を参照すること。 ※3 監督職員は、「コブリス・プラス」システムで受注者が入力した内容を確認して計画書・実施書を一旦受理した後、必要に応じて修正や再提出を受注者に指導する。修正等のチェック結果の確認が終わったら、「確認済にする」をクリックすること。 【J A C I Oホームページ（一般財団法人日本建設情報総合センター）の公共調達に関する情報提供「コブリス・プラス」の「使い方」のページ内、「公共工事の発注者の方へ」の項目「建設副産物に関する情報の管理」(1)）を参照</p>
2-2-4 関連様式		
P34	<p>様式やCOBRIS入力業務解説書（千葉県土木整備部技術管理課）は、県庁ホームページからダウンロードして確認すること</p>	<p>様式は、県庁ホームページからダウンロードして確認すること。</p>
2-3 品質証明		
P41	<p>(2) 品質証明員通知書 2. 「現場経験」とは、発注機関や携わった立場（役職等）に関係なく、現場に従事した経験をいう。 3. 発注者側の監督職員としての経験も含まれるものとする。 4. 品質証明員は、当該工事の主任（監理）技術者や現場代理人との業務はできないが複数の工事において品質証明員を兼務することは可能。</p>	<p>2. 「現場経験」とは、発注機関や携わった立場（役職等）に関係なく、現場に従事した経験をいう。 3. 発注者側の監督職員としての経験も含まれるものとする。 4. 品質証明員は、当該工事の主任（監理）技術者や現場代理人との業務はできないが複数の工事において品質証明員を兼務することは可能。</p>
2-5 建設現場の遠隔臨場の活用		
P45	<p>1. 建設現場の遠隔臨場の活用 ・・・・効率的な施工管理を行うことが重要である。</p>	<p>・・・効率的な施工管理を行うことが重要である。 なお、遠隔臨場の撮影時に「歩きスマホ」にならないよう留意する。</p>
2-8 雑草・立会依頼書		
P57	<p>地盤改良工 2) 材料関係 1. 材料</p>	<p>2) 材料関係 1. 材料（購入・流通経路等を含む）</p>
P57	<p>植栽維持工 薬剤については農業取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づく</p>	<p>薬剤については農業取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づく</p>
P58	<p>植栽維持工 薬剤については農業取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づく</p>	<p>薬剤については農業取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づく</p>
P62	<p>植栽維持工 薬剤については農業取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づく</p>	<p>薬剤については農業取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づく</p>
2-9 休日・夜間作業届		
P64	<p>※現道上以外の工事については、書面（監督職員の押印が必要）の必要はなく、口頭、ファクシミリ、電子メール等により事前に監督職員に連絡していれば良い。また、週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合、「連絡」は不要である。 【参考】 現道上の工事で休日・夜間作業届を書面で提出する場合は、工事打合せ簿に「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」を記述することを基本とする。</p>	<p>※現道上の工事での休日・夜間作業は、工事打合せ簿に週間工程表等の「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業内容」を監督職員が把握出来る既存の資料を添付し提出することを基本とする。 ※なお、作業届は、作業日報に提出する必要はなく、予定が確定している作業日を添付して提出して良い。 ※現道上以外の工事での休日・夜間作業は、週間工程会議やASPによる監督職員への事前の「連絡」で良い。（※「口頭」のみでの「連絡」は不可） ※週間工程表については、任意様式を基本とする。様式の指定が必要な場合は事前に行い、発注者側に作業の手戻りを生じさせないこと。 ※週間工程表は休日・夜間作業の確認の他、監督職員の危険確認・確認・立会等の調整に必要な最低限の工程とし、必要以上の記載を求めないこと。 ※また、工場制作中などで現場作業が無い場合、現場の週間工程表の作成は不要とする。</p>
3-2-1 事故速報		
P68	<p>【様式-1】事故速報により報告を行うものとする。 「千葉県」→「建設工事の安全対策」→「様式」</p>	<p>【様式-9】事故速報により報告を行うものとする。 ホーム＞環境・まちづくり＞まちづくり＞建築・建設・不動産事業者の方へ＞建設工事の安全対策</p>
4-1 工程管理		
P80	<p>(5) 工程表提出に関する留意事項 1) 工事履行報告書 ① 工事履行報告書は、監督職員が工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行うための書類である。 ② 工事着手前に、予定工程（%）を記入して提出するとともに、毎月末に実施工程（%）を記入して提出する。また、記事欄には当該月の実施工程に係る内容について記載する。</p>	<p>1) 工事履行報告書（契約書第12条及び共通仕様書1-1-1-25） ① 工事着手前に、予定工程（%）を記入して提出するとともに、毎月末に実施工程（%）を記入して提出する。 ② 実施工程（%）は、「請負代金額」に対する「現場で施工した金額」で算出する。※ 実施工程%の根拠資料の添付は不要。 ③ 記事欄には当該月の実施工程に係る内容について記載する。 ④ 準備工段階（工場製作含む）であっても、金額が発生している場合は「現場で施工した金額」に計上する。 ⑤ 先行指示等による増減があった場合、指示書に記載された概算金額を「請負代金額」に含めて算出するなど現場の実態に合わせても良い。</p>
9-2 現場環境改善		
	<p>現場環境改善の内容</p>	<p>「現場環境改善の内容」の表を削除</p>
	<p>実施写真（実施報告書）の作成は不要としている。ただし、現場環境改善の写真撮影は、土木工事写真管理基準に則り、これまでどおり必要である。</p>	<p>削除</p>